

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (家計急変世帯向け)」のお知らせ

住民税非課税世帯臨時特別給付金に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯に対して臨時特別給付金を支給します。

給付対象者

基準日（令和3年12月10日）に安平町の住民基本台帳に記録されている方であり、令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員それぞれの1年間の収入見込み額または1年間の所得見込み額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯。

ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

給付額

給付対象世帯1世帯につき10万円（支給は1回のみ）です。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

申請期限

2月22日(火)から9月30日(金)までの期間で申請を受け付けます。

支給時期

申請書類提出後、健康福祉課より振込日を記載した決定通知をお送りします。

申請方法

健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）の窓口にて申請書を設置しています。ご希望の方には申請書一式を送付しますので、下記までご連絡ください。また、町ホームページよりダウンロードすることもできます。

以下の必要書類を揃え、郵送または上記窓口にて申請してください。

必要書類

- ①申請書
- ②収入見込み額の申立書
- ③申請者の本人確認書類の写し
- ④受取口座を確認できる書類の写し（世帯主名義のものに限る）
- ⑤「令和3年中の収入（所得）見込み額」または「任意の1か月の収入」の状況が確認できる書類の写し（世帯全員分）

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

Facebook



あびらのまちの様子を、
SNSで発信しています。

Facebookではまちの取り組みや事業などを、
YouTubeではあびらチャンネルで放送した過去の動画などをご覧いただくことができます。

YouTube

